

令和 8 年度東京都予算等に対する要望書



公益財団法人日本賃貸住宅管理協会

令和 7 年 11 月 18 日

東京都知事 小池 百合子 様

公益財団法人日本賃貸住宅管理協会
会長 塩見 紀昭

要 望 書

公益財団法人日本賃貸住宅管理協会は、賃貸住宅市場の整備・発展を図り、豊かな国民生活の実現を目的に、全国の賃貸住宅管理業者と関連業者約 2,700 社で組織された公益法人です。

平成 30 年度住宅・土地統計調査によると、東京都の民営借家は 271 万戸あり、貸主が賃貸住宅管理業者に管理を委託している戸数（委託管理）は約 217 万戸と推定されます。そのうち当協会会員は約 180 万戸管理しており、そのシェアは約 8 割に昇ります。昨年度に引き続き、東京都が掲げる住宅マスタープラン等の諸施策の実効性を高めるべく、引き続き連携を強化し、都民の住生活の向上を実現するため、3 点につき要望します。

1. 賃貸集合住宅の空室を活用した居住支援の事例収集と普及促進及び賃貸住宅管理会社による活用促進に向けた連携強化

我が国は人口減少が加速しており、2070 年には総人口が 9,000 万人を下回ると推計されている。東京都も 2030 年を境に減少へ転じ、少子高齢化と団塊世代の高齢化進行により、住宅需給の変化は一層顕著となる見込みである。これに伴い、既存住宅の供給過多や空室の増加は避けられず、市場の持続性を確保するには的確な対応が不可欠であると考える。

特に東京都では、単身世帯の増加を背景に集合住宅の空室拡大が想定され、資産価値の低下を招く可能性も懸念される。したがって、維持保全や設備更新の徹底に加え、セーフティネット制度の活用、さらに地域需要に即した多目的利用、すなわち高齢者・子育て世帯向け住宅や福祉施設等への転用も視野にいれていく必要があると考える。この点で、居住者と所有者の双方に近い立場にある賃貸住宅管理会社の役割は極めて重要であり、現場の課題把握を生かし、行政施策へ反映させていく必要があると考える。

については、東京都と当協会が引き続き連携し、賃貸集合住宅の空室活用ニーズの深掘りと先進事例の収集・普及を積極的に推進することを要望する。

2. 賃貸住宅に入居する単身高齢者の生活課題把握と支援ニーズの充足を目的とした、自治体・福祉機関・賃貸住宅管理会社間の連携強化

令和 8 年時点における東京都の高齢化率は 24% を超え、2040 年には 28% 近くに達すると推計されている。中でも単身高齢者世帯は増加を続け、その約半数が借家に入居している状況となっている。

こうした背景のもと、孤独死や発見遅れの問題が深刻化しており、早急な対応が求められている。その要因の一つは、入居者の高齢化が十分に把握されず、見守り体制が整っていない点にあると考える。課題解決には、賃貸住宅管理会社が居住支援法人や福祉機関と連携し、入居者の生活状況を把握しながら見守りや生活支援の体制を構築することが不可欠である。特に、東京都が推進する東京ささエール住宅や、改正住宅セーフティネット法により本年 10 月 1 日から新たに開始された居住サポート住宅は、安全で快適な住環境の提供や見守り体制の強化において有効であり、今後のさらなる普及と推進が重要であると考える。

賃貸住宅管理会社は入居者に最も近い立場にあり、異変の早期把握や支援機関への橋渡し役として大きな役割を果たし得ると考えており、行政や関連団体と現場を結びつける重要な役割を担っている。また、改正住宅セーフティネット法により、要配慮者が安心して暮らせる住まいの確保や賃貸住宅への円滑な入居を支える環境整備が一層進められており、当協会としてもこの動きを重要な契機と捉えている。

以上のことから、高齢単身世帯の安心確保は、住宅の安定供給と都市の持続性に直結する課題であり、早期な対応が求められる。

については、東京都と当協会、さらには居住支援法人等が連携を強化し、具体的な支援モデルの構築と普及を積極的に推進することを要望する。

3. 賃貸住宅管理会社の BCP 策定支援を目的とした情報発信の強化と、当支部制作「防災マニュアル」の活用促進に向けた相互協力の強化

当協会東京都支部は、賃貸住宅管理会社の防災対応力向上を目的に「多角的視点で学ぶ防災マニュアル」を作成し、その普及に努めてきた。令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震や近年頻発する豪雨災害等は、都市における防災対策の重要性を改めて示している。

本マニュアルは、災害時の初動対応から入居者支援、復旧過程に至るまでを体系的に整理しており、東京都が実施する「賃貸マンション向け防災アドバイザー派遣事業」等とも親和性が高く、両者を連動させた研修やセミナーを展開することで、賃貸住宅管理会社の防災リテラシーを高め、地域の防災力向上に寄与できると考える。また、防災マ

ニュアルの活用は、各社が事業継続計画（BCP）を策定・実行する際の有効な指針となり、当協会から賃貸住宅管理会社に向けたBCP策定支援等の継続的な情報発信は、さらに重要性を増していくものと考える。近年は高齢者や外国人入居者が増加していることから、その多様化するニーズに応えるべく、新たに高齢者および外国人向けの防災マニュアルの作成に取り組んでいる。

については、BCP策定支援を目的としたセミナー等の情報発信のほか、防災マニュアルの活用促進に向けた相互協力を要望する。

◆令和7年度予算要望に対する当協会の実施状況等の報告について

○ 当協会からの要望事項

- 1. 賃貸集合住宅の空室活用ニーズの掘り起こし及び実践的な利活用の推進に向けた連携強化**
 - 定期的に意見交換会を開催し、東京都における空室の現状を把握するとともに、賃貸住宅管理会社の実務的な視点や課題を共有した。あわせて、地域特性を踏まえた具体的な空室活用の手法や、東京都と当協会が実践的に連携しながら推進していくための仕組みづくりについても意見を深め、相互理解を図った。
- 2. 賃貸住宅に入居中の単身高齢者に対する支援の充実に向けた連携強化**
 - 単身高齢者の居住支援については、制度普及を目的としたオンライン委託セミナーを実施し、管理会社や関係機関との定期的な意見交換を通じて課題の共有を行った。さらに、補助金制度の具体的な活用方法を会員向けに周知することで、現場でのオーナー提案など支援体制の強化を進めた。
- 3. 防災リテラシー向上を目的とした当支部制作「防災マニュアル」の活用や、東京都「賃貸マンション向け防災アドバイザー派遣事業」等の積極的な利活用に向けた相互協力**
 - 当支部制作の「防災マニュアル」については、不動産関係のイベント等において、オーナー及び賃貸住宅管理会社向けに販売を行った。また、東京都が実施する「賃貸マンション向け防災アドバイザー派遣事業」について制度周知を進めるとともに、賃貸型応急住宅供与訓練の企画提案等も行った。さらに、高齢者や外国人を対象とした防災マニュアルの制作にも着手し、多様な居住者の防災リテラシー向上を図った。

以 上

要 望 事 項
一 東京都戦没者追悼式について 戦没者追悼式は、御英靈の慰靈・顕彰と戦争の悲惨さ、平和の尊さを後世に伝える重要な式典です。 戦後80年の節目の年、令和7年度の式典では、初めて中学生、高校生など次代を担う子供たちが参列し、参列した生徒の感想からも参列の体験を喜ぶ声が多数寄せられるなど、平和を学ぶ貴重な場となりました。令和8年度においても引き続き、若い世代も参列できる式典ができるよう御協力をお願いいいたします。 また、東京都南方地域戦没者追悼式及び東京都硫黄島戦没者追悼式につきましても、確実に挙行されるようお願いいいたします。
二 戦後80年を契機とした出張授業などの事業の継続 東京都戦没者靈苑の遺品展示室をリニューアルし、戦没者の妻、兄弟、子のビデオを放映することにより、多くの若者たちも視聴し感銘を受けています。 戦後80年の節目となった令和7年度は、東京都と遺族連合会会員が共働し、平和の語り部として、小、中、高校等における出張授業を実施しました。 また、令和7年度に初めて「遺品展示室見学ツアー」を開催し、多くの小中高生や保護者、大学生の参加があり、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝え、学びを深める場になりました。さらに、学校などで活用できる映像や遺品資料を作成する取組を行っていると聞いています。 令和8年度においても、出張授業や遺品展示室見学ツアー等を継続し、より一層、若者など広く都民に戦争の悲惨さと平和の尊さを伝承できるよう御協力をお願いいいたします。
三 戦没者追悼式等における「ひ孫及び姪孫世代」の参列について 戦争の悲惨さや平和の尊さを体現してもらうため、東京都南方地域戦没者追悼式、東京都硫黄島戦没者追悼式及び戦跡慰靈巡拝について、ひ孫及び姪孫世代である若い世代へも継承する必要があると考えています。 については、参列遺族等の対象範囲を「ひ孫及び姪孫」まで拡充されるよう、御協力をお願ひします。
四 東京都戦没者靈苑の維持管理について 東京都戦没者靈苑は、先の大戦で亡くなられた東京都出身の16万人の戦没者の慰靈と英靈顕彰、都民の平和への願いをこめた施設として建立されました。 令和3年度以降、休憩棟の屋上防水工事や外壁補修、遺品展示室のリニューアル工事、位牌を保管している玄室の改修工事等が実施されたところです。 令和7年度は人工滝を有する池の設備更新や広場の整備、和室のフローリング化などの改修が行われています。 令和8年度以降においても、高齢化した遺族に使いやすい施設となるよう、また、都民にとってより親しみやすい施設として、充実した管理が確保されるよう御協力をお願いいいたします。

五 戦没者遺族に対する特別弔慰金の支給について

第十二回特別弔慰金については、戦後80年の節目の年となる令和7年度に改正法が施行されました。

手続きを行う戦没者等の遺族は、前回よりもさらに高齢になっていることから、早期裁定に向けた取り組みが重要と考えています。都において、早期裁定が確保できるよう、審査体制等の確保を引き続きお願いいたします。

六 遺骨帰還事業の拡充強化について

平成28年3月に戦没者遺骨収集推進法が成立し、戦没者の遺骨収集は国の責務として、令和7年度に法律が一部改正され、令和6年度までの集中実施期間が5年延長され令和11年度までとなったところです。

遺族も高齢化し、悲願である遺骨の帰還を一刻も早く実現できるよう、引き続き国への働きかけをお願いいたします。

令和7年11月18日

東京都知事 小池百合子様

東京都認証保育所推進連盟

全国認可保育所東京都認証保育所協会
会長 毛利 千恵
公益社団法人日本こども育成協議会
会長 溝口 義朗

令和8年度 東京都予算等に対する要望書

東京都認証保育所及び当推進連盟に対しましては、日頃より多大なご指導ご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

認証保育所は、現在、施設数396か所、定員13,440名（令和7年4月1日）の利用児童がおり、保育施設の種別の中では、認可保育所に次いで2番目の利用児童数であり、依然として、東京における保育の重要な位置を占めております。

今日、待機児童問題は、全体としてはほぼ解消され、さらには定員割れ問題が生じている中で、認証保育所については、減少傾向が続いており、そのあり方が課題となっております。

他に類を見ない都独自の制度である認証保育所制度の特色は、利用者との直接契約による入所や一時的、緊急的な子育てニーズへの対応など、子供や保護者のニーズに柔軟に応えていることにあります。また、国が未認可保育所の認可保育所への移行を進める中で、地域の子育てニーズに応えるため、あえて、その途を選択しない事業者も少なからずおります。

東京の子育て支援については、保育の質の向上とともに、公的施設等を利用していない家庭の子育て支援など、多様化する子育てニーズに対し、制度の隙間から落ちこぼれる子供が出現しないよう、きめ細やかな支援制度を構築していく必要があります。

当推進連盟は、保育という観点から、その役割の一端を担っていく熱意と能力のある団体と考えています。

子育て支援の役割を担っていくに当たり、次により、令和8年度東京都予算に係る要望をとりまとめましたので、ご検討の上、実現のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

要 望 事 項

1 第1子無償化にともなう助成金について

(全国認可保育所東京都認証保育所協会)

【要望内容】

9月からの認可保育所の第1子無償化に備え、認証保育所を利用する保護者が何か月も立て替え払いをしなくても済むよう自治体の助成金を毎月払いにするよう要望します。

【要望理由】

9月から認可保育所は第1子の無償化が開始されますが、認証保育所に通園する家庭の場合は無償化ではなく、保育料への助成金という形となります。多くの自治体では助成金の支払いが毎月払いではなく、3か月ごとなど、受取までに時間がかかることがあります。つまり保育料は毎月払い、一方で助成金が受け取れるのは数か月先という形になるため、一時的とはいえ保護者側には多額の保育料負担が依然残る状態です。

このままだと認可に比べ認証に通園する家庭の保育料負担感の格差は9月の第1子無償化によって一段と大きく開きます。格差を是正し、負担感軽減のため保護者への助成金支払いを毎月払いにするよう、都で統一するよう要望します。

要 望 事 項
2 業務負担軽減支援事業補助金について (全国認可保育所東京都認証保育所協会)
【要望内容】 今年度創設された経理業務などの事務経費への補助について、外部委託費や法人本部で行っている場合の経費も含めるような運用を要望します。
【要望理由】 今年度から創設された経理や給与などの事務業務の負担軽減支援への補助金ですが、業務を担う職員が施設内に勤務した場合しか補助を受けられません。つまり外部委託や法人本部等において園の支援業務をしている職員への経費は対象外です。またリモート勤務なども対象外であり、昨今の柔軟な働き方にも対応できません。 社会福祉法人を中心とする1園1法人の小規模な法人のみしか使えない補助を、幅広い法人、かつ柔軟な働き方でも利用できるような運用をお願いいたします。（どの園も同じように経理、給与支払、申請などの業務を行っております。それなのに業務を行う場所によって補助を受けられないのは不合理です。）

要 望 事 項
3 東京都保育士等キャリアアップ補助金について (全国認可保育所東京都認証保育所協会)
【要望内容】 社会福祉法人では対象経費となっています、改善額以外の人事費を株式会社でも対象経費とできるよう要綱の改定を要望します。
【要望理由】 現在、社会福祉法人と株式会社では、同じ補助金ですが、要綱が異なります。社会福祉法人の場合、交付対象経費に賃金改善に要した経費に加えて全体の 1/2 を上限に賃金改善に要した額以外の人事費を対象としております。賃金改善に要した額以外の人事費は株式会社では対象外となっております。そのため、株式会社では賃金改善を社会福祉法人に比べて倍以上行いかつその他の人事費に対しては補助なしとなります。 現在の社会福祉法人のみ有利なような取り扱いの要綱を株式会社でも賃金改善に要した額以外の人事費が対象となる平等な要綱への改正をお願いいたします。

要 望 事 項

4 自治体による補助事業の格差について

(全国認可保育所東京都認証保育所協会)

【要望内容】

自治体により補助事業の格差を無くなるよう、自治体へ補助事業実施を働きかけていただきたい要望いたします。

【要望理由】

現在、国や都が行っています、補助事業の実施の有無が自治体により異なっています。その為、せっかくの補助事業にも関わらず活用する事が出来ない事があります。より良い保育環境等を整える為に、行われている補助事業にも関わらず、各自治体の判断により事業実施の有無が決まってしまい、運営施設が実施の有無を検討する事が出来ない現状では新しい良い事業を開始しても効果が薄くなってしまいます。

その為、各自治体へ積極的に国や都の補助事業を実施するよう働きかけをして頂くようお願いいたします。

要望事項
5 立入調査の回数や内容の見直しについて (全国認可保育所東京都認証保育所協会)
【要望内容】 職員の負担が大きく、非効率である立入調査の回数・内容の見直しを要望します。
【要望理由】 現在、自治体によっては都だけでなく市町村による立入調査に加え、巡回もあり、その度に施設長の立ち合いや重複する書類作成も求められ、職員への大きな負担となっています。 内容についても書類の確認中心で、意味のある監査になっていないばかりか、要綱や法律・法令に基づいてはいない指摘や行き過ぎた助言をされる場合もあります。 第三者評価の結果が良好な場合は、経理のみの調査にする、労務的な項目に関しては労基署に任せるなど、専門機関を活用することにより、回数や書類確認時間の削減など効率化を行い、運営の実態の確認をきちんと行える意味のある立入調査にするよう、見直しをお願いします。

要 望 事 項

6 当協議会と都との定期的な意見交換、及び認可外保育施設(東京都認証保育所制度)に対する国による運営費補助制度の創設の働きかけについて

(日本こども育成協議会)

【要望内容】

東京都子供・子育て支援総合計画(第3期)に掲げる目標の達成に取り組んでいくに当たっては、保育施設所管団体である当協議会と十分な意見交換を行い、その達成に役立てるとともに、その一翼を担う認可外保育施設(東京都認証保育所)については、国に対し、運営費補助制度の創設について働きかけるよう要望します。

【要望理由】

都におかれては、東京都子供・子育て支援総合計画(第3期)において、① 子供一人ひとりが個性や創造力を伸ばす環境の整備、② 安心して子供を産み育てる社会の実現、③ 社会全体で子供と子育て家庭を支援する仕組みの構築の3つの目標を掲げて取り組まれているところです。東京都認証保育所は、都が掲げる目標を達成していくための社会資源の一つとして、十分その機能を発揮できると認識しており、都の取組に積極的に寄与したいと考えます。

都におかれては、2,000を超える保育施設を運営する事業者の団体である当協議会との意見交換を通じ、総合計画に掲げる「③社会全体で子供と子育て家庭を支援する仕組みの構築」という目標達成に役立てていただくことを要望します。

また、認証保育所などの認可外保育施設については、国からの「認可外保育施設に対する指導監督の実施通知」に基づく対応や「運営状況報告」などの義務に加え、新たに、「改正児童福祉法」に基づく児童虐待発見者の通報義務、「改正食品衛生法」によるHACCP(危害分析重要管理点)の考え方沿った衛生管理、来年12月施行予定の「こども性暴力防止法(日本版DBS法)」の趣旨を踏まえた取組など、各種の報告、対応等の事務が増大し、複雑化しており、そのほとんどを施設長が対応しております。このため、保育の根幹をなす園児や保護者の把握や援助、保育士の指導等がおろそかになる事態も生じております。

認可保育所においても、同様の対応が求められておりますが、施設規模に応じて常勤若しくは非常勤の事務職雇用に要する経費が運営費補助に組み込まれ、これらの事務を含め、保育所運営が円滑に行われていると思われます。これらの状況を踏まえ、認証保育所などの認可外保育施設に対しても、施設運営を円滑に行っていくための財政支援が不可欠です。

都におかれては、認証保育所に対し、既に、認可保育所に準じた補助が行われているところですが、全国的には、認可外保育施設に対する補助は、自治体による補助のみで、極めて不十分な状態です。都が掲げる社会全体での子育て支援という目標を達成するためにも、全国の認可外保育施設も共に取り組んでいくことが不可欠ですが、それには事務的業務への支援を含めた運営費補助の制度化を図り、円滑な保育施設運営が担保されることが重要です。

このためにも、認可外保育施設に対する運営費補助制度の創設について、他の自治体とも連携して国に働きかけるよう要望します。

要　望　事　項
7 「保育」の仕事の魅力発信の強化について (日本こども育成協議会)
<p>【要望内容】</p> <p>「保育」の仕事は、子供が成長していくための礎を築く重要な時期に、これに関わり、成長を支援するという、崇高で魅力的な仕事です。</p> <p>このことを行政主導により関係団体が連携して社会に発信し、啓発していくことを要望します。</p>
<p>【要望理由】</p> <p>保育士の有効求人倍率は、2022年2.93倍、2023年3.16倍、2024年3.54倍、2025年3.78倍と年々上昇しており、2025年の全職種平均が1.34倍であるのに対して2.8倍以上も高くなっています。</p> <p>都におかれては、働きやすい職場環境づくり支援や就労支援などの事業とともに、高校生向けの保育職場体験や保育士養成校と保育所などとの意見交換事業などを行い、保育士確保に努めているところです。</p> <p>しかしながら、あっせん事業者に100万円程度のあっせん料を支払って確保せざるを得ない実態もあり、特に、財政基盤の脆弱な認証保育所などの小規模事業者は、確保の困難さが一層増しております。</p> <p>令和4年東京都保育士実態調査によれば、現に保育所に勤務する保育士への調査では、保育士の仕事にやりがいを感じている保育士は70.6%おり、多くの保育士がやりがいのある仕事と考えています。</p> <p>また、最初から資格取得だけを目的としている者は14.7%と少なく、保育所への就労とその他への就労とを比較のうえ、決定しているものと思われます。決定に際しては、保護者の意向も2.4%とわずかながらも影響しています。</p> <p>都におかれては、これらの実態を踏まえ、関係団体と連携しながら、若者に馴染みのあるSNSなどを活用して保育士として働くことの魅力を高校、大学などを含めた社会への発信を強化し、社会全体を啓発されることを要望します。</p>

要 望 事 項	
8 物価高対策の実施について	(日本こども育成協議会)
【要望内容】	
認証保育所等に対し、物価高対策を恒久的に実施されるよう要望いたします。	
【要望理由】	
都におかれては、物価高騰に対し、「保育所等物価高騰緊急対策事業」を保育施設等を対象に実施されており、大いに感謝いたしております。	
<p>しかしながら、本年7月の東京都区部の消費者物価指数は、総合指数の対前年比で2.2%の上昇となっており、なかでも、光熱水費は12.6%増と大幅な上昇となっております。</p> <p>35度以上の猛暑日が続く今日、冷房は必須であり、また、お米や野菜など食費に係る経費も高騰しております。</p> <p>この傾向は、今後も続くことが予測されますので、緊急的、時限的対策ではなく、運営費の増額により、恒久的に対処すべき課題と考えます。</p>	
<p>子供の処遇に直結する課題ですので、都独自の制度である認証保育所に対しては、物価高に見合う運営費を増額されるよう要望いたしますとともに、認可保育所については国への働きかけを行うよう要望します。</p>	

要 望 事 項
<p>9 年度当初に空き定員が生じた認証保育所等への運営費補填制度の創設について (日本こども育成協議会)</p>
<p>【要望内容】 空き定員を抱える認証保育所等小規模保育施設に対し、運営費の補填制度を創設されるよう要望します。</p> <p>【要望理由】 近年、出生児数の減少と保育所定員の増加などに伴い、年度当初は、ゼロ歳児を中心とし、空き定員を抱える保育施設が増加しています。</p> <p>運営費は、月初在籍児数に応じて算定され、特に、ゼロ歳児は補助基準単価が高いため、補助金収入が大きく減少する認証保育所など小規模保育施設の場合は、経営に支障をきたしかねません。</p> <p>都内の20数か所の区市では、補助制度を設けて対応していますが、他区市の子供は補助対象外とされるなど、基礎自治体ならではの制約があります。</p> <p>認証保育所は、施設が所在する区市以外からも受け入れているため、これらの子供は補助対象外となってしまいます。</p> <p>都として、空き定員を抱える認証保育所等小規模保育施設を対象として、これらの課題を解決し、安定した運営ができるよう、運営費の補填制度を創設されるよう要望します。</p>

2025年11月18日

東京都知事 小池百合子様

2026年度 東京都の予算編成に関する要望書

東京都学童保育連絡協議会
会長 古橋 正好

東京の学童保育施策の充実に向けて、日頃からご尽力いただき感謝いたします。

私たちは、東京の学童保育が、各区が実施主体としての公的責任を果たしながら、さらに充実し、発展するとともに、一人ひとりにとって、「子ども時代」の生活と成長発達を保障する場であり続けることを願い、東京都の2026年度の予算編成にあたり、次のことを要望いたします。

1. 自治体、運営者、およびその職員が、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進に努めることを位置づけた「運営指針」への理解を深め、その内容を施策に反映することで、学童保育の充実を図るよう各区に働きかけてください。

2. 指導員の配置や処遇改善について、次のように要望します。

(1) 「放課後児童支援員」の資格をもつ指導員が、子どもの保育に必要な準備や日々の保育の振り返りを行う時間が勤務時間内に保障され、かつ常時複数・専任で配置するよう各区に働きかけてください。

(2) 指導員が安心して働き続けられるために、あわせて指導員不足を解消するために、職務にふさわしい労働条件を構築するよう、各区に働きかけてください。

(3) 民間の法人の学童保育指導員が長く働き続けられるよう、国に対して「放課後児童支援員等処遇改善等事業」および「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」のさらなる拡充と財政上の加算を働きかけるとともに各区に対して積極的な活用を働きかけてください。

3. 省令基準第3条の2にあるように、各区には最低基準の向上が求められていることを改めて周知してください。「省令基準」のうち「従うべき基準」(指導員の資格と配置に関する基準)が参照化されたことにより、各区が条例基準を後退させることがないよう、各区に強く働きかけてください。

4. 運営を民間に委ねた公設民営の学童保育であっても、各区が実施主体であることを踏まえ、各区における学童保育への理解を改めて高めるとともに、各区が行う事業としての質の確保の観点から、運営においても責任を持つことを強く働きかけてください。

5. 認証学童クラブ制度の創設へ向けて、2024年度に行われた、有識者からなる専門委員会には、当連絡協議会からも委員として参加させていただけたことに感謝いたします。本件に関連して、次のように要望します。

(1) 「児童・保護者・職員の3つの視点で充足した質の高いサービス」を具体化される際に、それぞ

れのニーズが相反する場合も想定されます。そのような場合は、子どもにとっての「生活」の場の質の確保の観点を第一に、検討を行ってください。

- (2) 各認証学童クラブが、運営主体に関わらず、実施主体である各区の公的責任のもとで行われるよう働きかけてください。
- (3) 本事業の成果の検証等を行う際には、当連絡協議会と、引き続き連携してください。

6. 学童保育と「放課後子ども教室」や「全児童対策事業」を「一体化」として実施している区に対して、国及び都が推進する「校内交流型」または「連携型」で行い、学童保育に求められる目的・役割を果たすよう強く働きかけてください。

7. 2023年8月31日に示された、「放課後児童クラブの待機児童の解消等に向けた学校施設の活用等について（通知）」を踏まえた各区の動きに対しては、小学校内に学童保育の専用室を確保しながら、活動等の幅を広げるために、さらにその他の学校施設等も利用しやすくすることにつながるよう、各区及び各区教育委員会へ強く働きかけてください。

8. 東京都が実施する「放課後児童支援員認定資格研修」（以下、「認定資格研修」）について次のように要望します。

- (1) シラバスを踏まえた具体的な講義内容の設定や研修の実施にあたっては、当連絡協議会と、引き続き連携してください。
- (2) 「認定資格研修を受講しようとする者が認定資格研修の科目と同等以上の内容を放課後児童支援員等資質向上研修等において受講した場合には、実施主体の判断により、当該者が当該認定資格研修の科目を受講したこととみなすことができる。」といった、所謂「みなす仕組」を始めとする要件の緩和については、「全国共通の認定資格を付与する」という放課後児童支援員都道府県認定資格研修の趣旨を踏まえ、引き続き、取り入れないでください。

9. 2020年度より開始された学童保育指導員の「資質向上研修事業」については、一層の内容の向上および拡充を図る方向での改善を図ってください。「資質向上研修事業」の質の向上および拡充を図るため、引き続き、当連絡協議会と連携してください。

10. 学童保育が、2024年度から東京都福祉サービス第三者評価の対象サービスとなるにあたり、当連絡協議会からも、共通評価項目等を検討する児童小ワーキングへ委員として参加をさせていただき、「評価者フォローアップ研修（専門コース）基本編（学童クラブ）」の講師も務めさせていただきました。今後も、評価者の学童保育に対する理解を深めるための研修等の企画や実施にあたっては、引き続き、当連絡協議会と連携してください。

11. 学童保育の施設改善について、次のように要望します。

- (1) 放課後の生活の場としての適正規模を守りながら、増え続ける学童保育への需要に応えるためには、学童保育の増設が必要です。東京都として、施設整備費を十分に確保するとともに、各区で活用されるように働きかけてください。
- (2) 子どもの命と安全を守り、学童保育の役割を果たすためには、少なくとも「運営指針」において

示された「1つの支援の単位はおおむね40名以下であること」「子ども一人当たり1.65m²の面積が必要なこと」を実現するよう、各区に働きかけてください。

12. 保護者の就労を保障する開設日・開設時間、

障害のある子どもの受け入れの促進

と加配指導員の常勤化等、

施策の前進を図るように、各区に働きかけてください。学童保育への入所を希望する特別支援学校等の子どもの受け入れについては、各区において特段の対策を講じるよう働きかけてください。

13. 「学童クラブ待機児童解消区市町村支援事業」の実施に向けて各区から提出された計画を採択する際には、待機児童の解消につながる施策であるかどうかだけではなく、学童保育を必要とする子どもにとっての「生活」の場の質の確保の観点からも検討してください。

以上

2025年11月18日

東京都知事 小池百合子様

三多摩学童保育連絡協議会
会長 別府善智

2026年度の学童保育予算編成に関する要望書

日頃より、子育て交付金等の措置、放課後児童支援員認定資格研修等の開催に加え、学童保育の量と質の両面からの充実に向けた都独自の施策を積極的に推進いただき、ありがとうございます。

引き続き東京都こども基本条例の「こどもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最優先する」という基本理念のもと協働して参りたく、下記のとおり要望します。よろしくご回答をお願いします。

記

1. 児童の生命・身体の安全を守る安全計画の策定と必要な人員確保を支援願います。

7月末に都内で学童保育中のプール活動で児童が亡くなる痛ましい事故がありました。利用者ニーズに応じた多様な活動は十分な安全確保が前提となります。令和7年1月に発出された「放課後児童クラブ運営指針の改正」では、安全対策として事故やケガの防止と対応の中に「こどもがプール等に入水するようなことや、普段の放課後児童クラブでの活動と異なることを行う際には、安全管理に特に留意し、運営体制等が整わないと判断される場合は、中止する。」と明記されています。

- (1) 安全が確保できない場合はプール活動を中止することが安全計画に明記されていることを確認願います。
- (2) 東京都認証学童クラブ事業では、場所の複数確保や遊び・体験充実について加算が設けられていますが、趣旨に即して支援員が適切に配置されているか検証願います。

2. 児童一人当たり1.65平米以上の専用スペース確保、集団の規模40人以下という「省令基準」の達成に向け、東京都認証学童クラブ事業の対象拡大及び学童クラブ待機児等解消区市町村支援事業を通じ、計画的に施設の拡充・増設を支援願います。

- (1) 児童一人当たりの面積基準は、専用スペースであること及び集団の規模が適正であること不可分です。学校内の余裕教室等を転々とするタイムシェア方式では専用スペースとは呼べません。また、集団の適正規模は大規模化の弊害を防止するために現場の保育実践を踏まえて定められた基準です。支援の単位ごとの専用スペースがきちんと区切られた施設を整備ください。
- (2) 市町村の独自解釈が事実上の大規模化の容認につながることのないよう、独自解釈を示している市に対しては正しい解釈のもとで運営がなされるよう働きかけてください。第三者評価の機会も活用し、生活の場とならないような部分（廊下や玄関前など）が算入されていないか、区切られていないスペースにいる多人数の児童を複数の支援の単位にカウントしていないか等、省令基準の趣旨に照らして明らかにしてください。
- (3) 都型学童クラブ事業の補助対象施設について、東京都認証学童クラブ事業へのスムーズな移行を支援願います。

3. 放課後児童支援員（以下「指導員」）が長く働き続けられる処遇改善を支援願います。

- (1) 指導員は社会を支えるエッセンシャルワーカー、ICTやAIで代替できない専門性の高い職種

であり、次世代を育成する重要な役割です。にもかかわらず、生計を立てづらい給与水準や、雇用止めのある有期雇用では、将来に向けた生活設計ができず、なり手不足、早期離職の原因となっており、人材確保に向け、年収の壁突破を含む処遇改善が必須です。

- (2) 子どもを安全に受け入れるための準備時間についても、指導員の勤務時間として認められるよう働きかけてください。
 - (3) すでに各種の処遇改善事業を実施されていますので、民間事業者を含めたこれらの施策による指導員の採用、無期雇用の増加、早期離職者の減少等への効果を確認し、継続的に有効な支援を検討願います。一方、日本版 DBS 制度の導入に伴い、適切な人材獲得がさらに難しくなることが考えられます。子どもの人権を最優先とした人材確保に向けたさらなる支援をお願いします。
 - (4) 補助金確保とともに、人材育成・人材確保と放課後児童支援員認定資格研修などを継続して実施願います。研修は可能な限り対面で実施するとともに、内容については引き続き我々三多摩学童保育連絡協議会や東京都学童保育連絡協議会と連携してください。
4. 子どもたちに関わる議論では、引き続き権利主体として子どもたちの意見を取り入れてください。また、意見を聴きっぱなしにするのではなく、採否に関わらず結果をフィードバックし、意見が尊重されたと子どもたちが感じられるようにしてください。
5. ハンディキャップのある子どもが自分の生活する地域で希望する施設を利用できるよう、ハード、ソフト両面で支援してください。本人と地域のつながりを強くするとともに、一緒に生活する周りの子どもたちがインクルーシブな気持ちを涵養できるようにしてください。
- (1) 十分な専門性を持った加配職員が確保できる財政支援をお願いします。東京都認証学童クラブ事業では加算対象に挙げられていますが、さらに広く支援を検討願います。
6. 東京都の責任として、毎日の継続した生活を保障する学童保育事業を充実させ、「放課後子供教室推進事業」やその他、子どもたちが地域で豊かに育つ様々な事業を展開してください。
- (1) 子どもたちの置かれている環境は多様であり、放課後の過ごし方もまた多様ですが、学童保育が必要な子どもたちを適切に受け入れることが必要です。放課後子供教室は学童クラブの代替となるものではありません。
 - (2) 子どもたちにとって安全・安心に過ごせる場所はもっと充実すべきであり、学童保育と放課後子供教室はそれぞれの特長を活かしながら、それぞれの発展が求められます。
7. 多摩地域の学童保育が充実したものとなるよう、「放課後児童クラブ運営指針」（以下、「運営指針」）について、行政、事業者、職員が理解を深め、この指針に沿った学童保育が実施されるように各自治体へ働きかけてください。
- (1) 保護者同士の連携を広げることは学童保育の使命の一つです。一人ぼっちの子どもをなくすために一人ぼっちの子育てをなくすことが大切だということを研修の中でも強調してください。
 - (2) 第三者評価基準に「省令基準」や「運営指針」の内容を反映し、機会をとらえて関係者にリマインドさせるなど、積極的な啓発・浸透の取り組みをお願いします。
8. 各自治体の基準条例が「省令基準」より低い水準にならないよう働きかけてください。さらに、各自治体が財政的な理由で独自に水準を引き下げることなく、学童保育施策を充実できるように「子育て

「推進交付金」や、学童保育で活用できる補助金を大幅に増額してください。デジタル化、昼食提供などにタイムリーな支援をされていることに感謝します。実現まで時間がかかる適正規模実現に向けた施設拡充についても引き続き支援をお願いします。

9. 情報公開と市民参画

- (1) 東京都認証学童クラブ制度創設に関する検討に現職指導員がメンバーとして参加したことについて感謝いたします。学童保育の現場に関わる制度・計画を検討する場合には、引き続き保護者と指導員、そして子どもたちの意見を聴いてください。
- (2) 運営主体が多様化する中で、第三者評価基準を積極的に活用して平準化に努めてください。

以上

連絡先：三多摩学童保育連絡協議会

住所：〒188-0004 東京都西東京市西原町 1-5-13-101

電子メール：info@santama-gakuho.org

ホームページ：<https://www.santama-gakuho.org/>

ホームページ



電子メール



2025年11月18日

東京都知事
小池百合子様

一般社団法人スタートアップエコシステム協会
代表理事 藤本 あゆみ

要 望 書

2022年11月に策定された“Global Innovation with STARTUPS”から折り返しを迎え、日本のスタートアップエコシステムを牽引する存在として、東京都の取り組みは国内外から一層注目を集めています。

裾野の確実な広がりを実感する一方で、戦略の骨子である「10×10×10」(グローバル10倍、裾野の拡大10倍、官民共同10倍)のうち、とりわけ“グローバル10倍”的実現に向けて注力し、エコシステムの「広がり」だけでなく「高さ(質と深さ)」を構築することが求められています。

昨年以上に、世界のスタートアップエコシステムは急速に進化しており、多くの国・都市では新たなビジネスを創出する「スタートアップ」政策だけでなく、新たなビジネスをグローバルに成長させる「スケールアップ」政策という、段階を明確にした支援政策が進み始めています。スケールアップはグローバル展開と不可分であり、東京都が今後も世界のエコシステムをリードしていくためには、次の段階への戦略的な支援が不可欠です。

そのため、一般社団法人スタートアップエコシステム協会として、以下の重点施策の実施を東京都に要望いたします。

1. 裾野を広げるだけではなく高さを出すための政策の策定
2. 東京が世界の起業家・投資家を惹きつけるための戦略的プロモーション
3. **Tokyo Innovation Base 2.0**の検討
4. エコシステムのDEI達成のための東京都自身のコミット
5. グローバルな人材エコシステムの構築
6. スタートアップ政策の継続

1. 裾野を広げるだけではなく高さを出すための政策の策定

これまでの取り組みでは、創業期を中心としたスタートアップ支援は十分に成果が出ており、裾野の拡大や起業環境整備が着実に進んできたと言える。一方で、「裾野は広がった(スタートアップは増えた)が、高さが出ない(大きく成長するスタートアップが少ない)」という声を関係者から聞く。スタートアップが世界的に展開をする「スケールアップ」としての成功を促す政策は、国内ではいまだ体系

的に整理されていないのが現状である。世界に目を向けると、アメリカはもちろん、フランス、イギリス、オランダ、カナダ、スウェーデン、韓国などでは、スタートアップ政策からスケールアップ政策への注力を明確に政策体系の中に位置付け、資金調達・グローバル展開・人材獲得・規制緩和を含む包括的な支援を行っている。

東京都が引き続き日本のスタートアップエコシステムを牽引し、世界都市間競争において存在感を高めていくためには、「成長支援」への政策強化が不可欠である。特に、グローバルマインドセットを持つことを前提としたスケールアップ支援の仕組みを構築し、成長資金の確保や海外投資家誘致、CxO人材の獲得支援など、グローバルと一体化した成長フェーズへの施策展開を求める。これにより、東京発のユニコーン企業を生み出す土壤を整備し、世界で戦うスタートアップを継続的に輩出する基盤が形成されると考える。

2. 東京が世界の起業家・投資家を惹きつけるための戦略的プロモーション

SusHi Tech Tokyoの成功を契機に、東京はアジアを代表するイノベーション都市として国際的な注目を集めている。今後は、この機運の高まりを一過性のものとせず、持続的に東京の魅力を世界へ発信していくための戦略的プロモーションの推進、具体的には「ブランディング」「海外プレイヤー誘致」「情報発信」が必要である。

具体的には、「Tokyo Startup Global Branding」を掲げ、東京のスタートアップエコシステムが持つ強み—スマートシティ、クライメートテック・ライフサイエンスなどを明確にテーマ設定し、世界に向けてトップのスタートアップエコシステムとしてブランディングしていくことが求められる。

さらに投資家を含めた海外プレイヤーの誘致による東京の更なる国際化が求められる。例えば、Global Entrepreneurship Congressをはじめとしたスタートアップ政策の意見交換の場である国際会議の誘致や、Tokyo Innovation Baseを活用した海外アクセラレーター・VCとの共同プログラムの実施を通じて、世界の起業家・投資家にとって「東京が挑戦と機会の都市」であることを確立していくべきである。

また、投資家・メディア・政策関係者に対する通年の英語発信を強化するため、スタートアップ数、投資動向、支援機関、政策実施状況、実証フィールド等を可視化する「Tokyo Startup Dashboard」の構築を提案したい。

3. Tokyo Innovation Base 2.0構想の推進

2024年に開設されたTokyo Innovation Base(TIB)は、東京都のスタートアップ戦略を象徴する拠点として、国内外の関係者を結びつけるハブとして機能してきた。一方で、国内他都市でもスタートアップハブの整備が進み、各地が特色を持った支援拠点を形成している今、東京として次のフェーズに進むための「TIB 2.0構想」の推進が必要である。

新たなTIBは、単なる「場の提供」ではなく、スタートアップ・大企業・投資家・研究者・自治体・大学を結ぶ共創プラットフォームとしての役割をより明確にすべきである。特に、グローバル、ディープテック、DEIといったテーマを軸に据え、国内外の主要機関との常設連携を可能とする体制づくりが求められる。

また、TIBを中心に、都内その他拠点(渋谷、大手町、六本木など)とのネットワーク形成を進め、エリアを越えた都市間連携のモデルを構築することが、東京全体のエコシステム高度化につながると考

える。これらを実現するために、早期に有識者・実務者による検討委員会を立ち上げ、将来のTIB 2.0の構想策定を進めることを要望する。

4. エコシステムのDEI達成のための継続的なコミット

セクシャルハラスメントをはじめとしたスタートアップエコシステムのDEIに関する事象について、これまで度々報じられてきた。東京都のスタートアップ政策は、セクシャルハラスメント防止やDEI推進のため、素晴らしい取り組みを行ってきている。この取り組みを一過性のものとしないため、①東京都の任命/委嘱する有識者委員等と、SusHi Tech Tokyoをはじめとする東京都の主催するスタートアップ関連イベントの登壇者の男女比50%:50%の目標設定、②東京都のスタートアップ関係施策職員及びスタートアップ支援者向けのDEI研修の恒常化を要望する。

5. グローバルな人材エコシステムの構築

スタートアップの成長を実現する上で最大の課題の一つが「人材」であり、創業フェーズではなく、事業拡大・海外展開を担える経営人材や専門人材の確保は、都内スタートアップの共通課題となっている。

今後は、海外のCxO人材の誘致、国内大企業・大学からの人材流動、兼業・副業を通じたスタートアップ参画など、人材の多様な流れを支援する仕組みが必要である。東京都として、国と連携しつつ、ビザ支援、住宅・教育環境支援、リスキリングプログラムなどを含めた「Tokyo International Entrepreneur Hub」の創設を検討いただきたい。これにより、東京が世界中のスタートアップ人材の集積地となり、グローバルスケールに挑戦する人材エコシステムが形成されることを期待する。

6. スタートアップ政策の継続

過去3年間、東京都は意欲的なスタートアップ政策の推進を行ってきた。日本の自治体の先陣を切って多くの予算をスタートアップ関連施策に費やしてきた。スタートアップが設立されてから成功するまで、10年程度の時間がかかることから、スタートアップ振興には継続的な施策の推進が求められる。起業家教育、社会実装支援、公共調達等の取り組みは継続することが重要であり、施策のスクラップアンドビルトによって途絶えてしまわないよう、長期的な継続を要望する。

令和7年11月18日

東京都知事

小池百合子様

東京都私立幼稚園連合会

会長 内野光裕

東京都私立幼稚園PTA連合会

会長 月本喜久

令和8年度 私立幼稚園等補助金予算について（要望）

東京都におかれましては、幼児教育の充実を都政の重要な課題の一つとして位置づけ、様々な幼児教育振興施策を講じてくださり、厚く御礼申し上げます。

保護者負担軽減事業費補助、経常費補助及び教育振興事業費補助、私立幼稚園等教育体制支援事業費補助、幼児教育質向上のための取り組みに対する支援など、東京都の効果的な補助制度に支えられ、幼児教育の現場を支える教諭は子供の「育ち」環境を維持発展させることにまさに全力で挑んでおります。

しかしながら、最低賃金の上昇、光熱水費の高騰、教材の値上げが相次ぐなかで、幼児教育環境を維持し子供の確かな育ちを保証するためには、保護者に負担増をお願いせざるを得ない状況が続いています。私立幼稚園に通園するご家庭の負担軽減に、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

「私立幼稚園保護者負担軽減補助事業の充実について（重点要望）」

全国出生数が過去最少を更新し、少子化対策は一刻の猶予もない中、東京都は都内在住の全世帯を対象に、所得制限を設げず0～2歳の第1子保育料の無償化を拡大することを小池知事は決定されました。

令和7年9月からは、保育所に通うすべての子供の保育料が無料になりますが、一方で私立幼稚園に通う子育て世帯を対象とする、都の保護者負担軽減事業においては、所得制限があるため、国の設定した無償額25,700円と令和6年度都内幼稚園保育料平均額である32,174円（都私学部調べ）との差は6,474円まで拡大しています。

東京都の保護者負担軽減補助事業は、下表のとおり最大で6,200円の軽減額が設定されています。しかし、今日に至るまで所得制限がかけられたままで、この差を区市町村の単独補助で埋めていますが、区市町村ごとに補助額の格差が生じており、その差額は私立幼稚園に通う園児を持つ保護者の負担となっています。

このため、都内子育て世帯の負担格差を解消するため、所得制限の撤廃を要望します。

東京都の世帯所得別負担軽減補助額	第1子	第2子	第3子以降
A. 生活保護世帯	6,200	6,200	6,200
B. 非課税世帯	3,200	6,200	6,200
C. 所得割課税額 77,100 以下	1,800	1,800	6,200
D. 所得割課税額 211,200 以下	1,800	1,800	5,600
E. 所得割課税額 256,300 以下	1,800	1,800	5,000

重点要望に加え、従前よりご要望申し上げている以下の項目についても、引き続きご配慮賜りますようお願い申し上げます。

1 私立幼稚園経常費補助

人格形成の基礎を培う幼児教育の現場を担う教員のキャリア形成に資するために、幼稚園教員の待遇改善に格段の措置をお図り下さいますようお願い申し上げます。

教員配置については、研修機会の確保、学校評価の強化、子育て支援の機能拡大など、園統括業務の急増に対応するために、園長・副園長を補佐し現場の教員を統括する専任の主幹教諭を配置できますよう、支援の拡充をお願い申し上げます。

2 私立幼稚園教育振興事業費補助

宗教法人立園及び個人立園等に対する深いご理解のもとに本補助制度の維持継続についてご配慮いただいております。

3 私立幼稚園等教育体制支援事業費補助

国の学法幼稚園教員待遇改善の枠組を都独自にご適用くださいましたことに深く感謝申し上げます。令和8年度においても、引き続きのご配慮をいただきたくお願い申し上げます。

4 私立幼稚園特別支援教育事業費補助

学校法人に限らない補助を実施していただいておりますことに感謝申し上げます。

しかしながら、心身に何らかの障害を有し、教育上特別な配慮を必要とする幼児の状況は多様化しており、個別支援計画を立案しきめ細かく対応するために、かつて無い対応が求められ、教員の負担は大きくなっています。国の補助単価が何年も変わらない中恐縮ではありますが、都による支援の拡充をご検討いただければありがとうございます。

5 預かり保育の推進

幼稚園の預かり保育は多くのご家庭に利用されています。都独自の「TOKYO子育て応援幼稚園」へ多くの幼稚園が参加できるよう引き続きのご支援をお願いいたします。また、私学助成幼稚園の多くが実施している預かり保育推進補助についての拡充をお願い申し上げます。

国基準の保護者に対する預かり保育負担軽減額は、就労等による保育の必要性の認定（新2号認定）要件を課しているにもかかわらずの1日450円と極めて低く、しかも実利用した日のみが対象という条件付きであるため、月や年単位での安定した利用を阻害しています。保育所の利用が完全に無償となっている中でこの国基準が見直されることは、チルドレンファーストの視点から異様に映ります。都により何らかの手当てがいただければ、保護者にとってこれにすぐる喜びはありません。

6 震災対応、省エネ、教育環境整備の推進

設置形態に関らない補助をいただいている耐震補助に加え、遊具教具等の整備等、子供たちの安全確保や教育環境整備事業の実施、省エネ設備等導入事業費助成制度の充実をしていただいております。今後とも、子供たちが安全に過ごすため、教育施設整備事業の継続実施とともに、幼児教育の質向上のための環境整備についても引き続きご考慮賜りますようお願い申し上げます。

7 幼児教育の質向上に関する補助

幼児教育の質向上は少子化が進む社会において、極めて優先度の高い戦略的な政策であると考えます。「すくわくプログラム」への継続的な取り組みに賛同し深く感謝するとともに、幼児教育の質向上への取り組みに、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

8 認定こども園に対する補助

両親（一人親）が就労する保護者が増える中、地域のニーズに応えるために認定こども園を志す園が増えています。しかしながら、新制度の理念、認定こども園の意義を十分理解せず、単に待機児童の減少を理由に私立幼稚園の認定こども園への移行を認めなかつたり、補助金についても認可保育所と比べて不当な扱いをしている区市もあるようです。国の子ども子育て制度の中核をなす認定こども園への移行が円滑に行われますよう、東京都からのお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

特に、少子化の加速度的な進行による経営を回避するための利用定員の迅速な見直しが必要です。また、保育教諭に対する都のキャリアアップ補助は2・3号児分しか対象とならず、1号児の多い幼稚園由来の認定こども園においては、認可保育所に比べて待遇改善が薄まってしまうという問題は未だ解決されておりません。幼児教育と児童福祉、それぞれの施策の谷間に沈んでしまうこと無く、教育と保育ともに高い質を保てるよう認定こども園振興施策について都部局の事務の調整等を含めまして特段のご配慮をお願い申し上げます。

令和7年11月18日

東京都知事 殿

東京都千代田区東神田一丁目10番2号
東京都公衆浴場業生活衛生同業組合
理事長 石田 真
TEL 03(5687)2641

令和8年度東京都公衆浴場関係予算に関する要望書

令和8年度東京都公衆浴場関係予算に関する要望事項について

都民の公衆衛生の維持と健康の増進にとって必要不可欠な公衆浴場の施設確保に格段のご理解とご支援を賜り、感謝を申し上げます。

都内の公衆浴場は、経営者の高齢化、施設及び設備の老朽化など経営環境の悪化による転廃業により減少が続いている。

さらに長期化する原油価格の高騰に伴い、ガス料金・電気料金などエネルギーコストや衛生管理用品などの消耗品の価格上昇により、経営環境が悪化し、廃業を考える浴場経営者は後を絶ちません。

そのような状況において我々は、都民の健康維持及び公衆衛生の水準の確保はもとより、地域住民の交流拠点として公衆浴場の活性化に努め、新規利用者の開拓、利用者拡大等を喫緊の課題として取り組んでまいります。

近年より、後継者不足など事業の継続に関する課題に対応するため、公衆浴場で働くことに興味を持っている方に、実際に仕事を体験してもらい、将来的には就業へつなげることを目的に養成事業を進めています。

都と連携しながら、公衆浴場としての社会的な役割を今後も果たしていきたいと考えます。

東京都におかれましても、これらの趣旨を踏まえ、令和8年度の予算措置を講じてくださるよう要望いたします。

記

1 公衆浴場利用促進事業補助(令和7年度予算額：22,169万円)

(1) 公衆浴場利用促進事業について

当組合では、外国人や若者など新しい顧客層を掘り起こし、公衆浴場利用者の増加を図っていくため、ホームページを多言語化して、我が国独自の入浴文化を国内外に伝えるとともに、Web1010の配信、「銭湯センター」を募集して、SNSを活用した情報発信に取り組んでいます。

また、銭湯愛好家の集まる銭湯センターフォーラムを実施するとともに、インターネットラジオを活用した多様な情報発信をして利用者拡大を図ってまいります。

なお、引き続き、銭湯の仕事体験塾・担い手育成支援事業等を実施し後継者育成に努めてまいります。

組合で実施する公衆浴場利用促進事業補助について、引き続き前年度と同様の予算措置を講じるとともに、新しい顧客層に向けた情報発信のための広報宣伝費については、補助率の引き上げを図ってください。

(2) 地域交流拠点事業について

組合本部の他、各支部、各地域が主体となって、地域の特性に応じた地域住民の健康増進や交流促進等、地域交流の拠点としての役割を果たすための利用者拡大の取組みを、積極的に実施してまいります。

また、更なる浴場利用者の獲得や持続可能な経営体質の改善につなが

る事業も実施してまいります。

公衆浴場が、地域交流拠点機能を強化するために必要な事業費用の補助について、引き続き予算措置を講じるとともに、新しい顧客層に向けた取組については、補助率の引き上げを図ってください。

2 公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業(令和7年度予算額：19,083万円)

地球温暖化防止に貢献するため、公衆浴場の使用燃料を二酸化炭素等の排出が少ない都市ガス等に転換するとともに、LED照明器具や高効率空調機への切り替え、太陽光発電設備やコーポレーティブ・ソーシャル・エネルギー・ネットワーク等にも積極的に取り組んでまいります。

なお、近年、資材の高騰等で価格が上がっていることから、引き続き前年度と同様の予算措置を講じてください。

①補助対象限度額

- | | |
|-----------------------------------|---------|
| ・クリーンエネルギー化 | 750万円 |
| ・コーポレーティブ・ソーシャル・エネルギー・ネットワーク等設備設置 | 600万円 |
| ・太陽光発電システム設置 | 1,392万円 |
| ・LED照明器具設置 | 300万円 |
| ・既設ガス燃料設備更新 | 750万円 |
| ・高効率空調機設置 | 600万円 |

②補助率

2/3

3 公衆浴場耐震化促進支援事業(令和7年度予算額：13,832万円)

公衆浴場施設の老朽化が進んでいますが、その補修は必要最小限の範囲内に留めて、営業を続いているような状況にあります。

近年、我が国は自然災害が多発、巨大化しています。当組合では、災害時にも地域の核として活動できるようにするため、組合員に災害時マニュアルや熊本地震被災者入浴支援活動記録を配付しました。

公衆浴場事業者としても、施設の耐震補強工事を進めるなど、利用者の安全・安心の確保に対する関心はますます高まっています。

耐震工事に関して、近年、資材の高騰等で価格が上がっていることから、引き続き前年度と同様の予算措置を講じてください。

①補助対象限度額

- | | |
|--------|---------|
| ・応急的修繕 | 600万円 |
| ・計画的修繕 | 1,200万円 |

②補助率

2/3又は4/5

4 健康増進型公衆浴場改築支援事業(令和7年度予算額：18,500万円)

公衆浴場の改修経費につきましては、1軒あたり1億円の補助対象限度額となっていますが、昨今の建設費高騰により、過去数年の平均値では1.6億円程度になっております。

また、改築・改修経費につきましては、仮に補助を受けたとしても、現状の限度額・補助率では自己資金の負担が重いため、その資金確保に大変苦慮しております、廃業を決断せざるを得ない厳しい状況にあります。

こうした状況を踏まえ、健康入浴推進事業やミニデイサービスなど健康増進に資するための事業が実施できる施設への改築又は改修に対する助成につきましては、実態に即した限度額と補助率に引き上げてください。

① 補助対象限度額

- ・改築 30,000万円
- ・改修 10,000万円から16,000万円

② 補助率

1/4から2/3

5 公衆浴場改善資金利子補助(令和7年度予算額：1,709万円)

公衆浴場の施設確保を図るとともに、東京都や国の施策に則った高齢者や障害者に優しい公衆浴場を実現するには、施設設備の改修等に要する経営者の負担を軽減することが必要です。

今後とも公衆浴場改善資金利子補助制度を効果的に活用できるよう、必要な予算措置を講じてください。

① 補助対象資金限度額

- ・改築資金 10,000万円
- ・修繕資金 5,000万円
- ・施設存続資金 10,000万円

② 補助利率

3.5%以内

6 公衆浴場向け燃料費高騰緊急対策事業補助

公衆浴場は、営業経費に占める燃料費の割合が高く、長引く物価高騰の影響を受け、厳しい経営環境が続いています。

今後も物価高の状況が続くことが予想されるため、これまでにも実施してきた燃料費補助について、継続的に予算措置を講じてください。

7 水道料金並びに下水道料金の減免措置の継続【減免制度継続】

現在実施されている水道料金並びに下水道料金の減免措置は、入浴料金原価の抑制に大きく寄与しており、公衆浴場経営の安定だけでなく、利用者の負担軽減にも繋がっておりますことから、現在の減免措置内容を引き続き継続してください。

〈参考：現在の減免措置〉

- 措置期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- 措置内容

水道料金	従量料金について、1月当たり 5 m^3 を超える使用水量 1 m^3 につき15円を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額を減額
下水道料金	1月当たり 8 m^3 以下の汚水排出量に係る料金について、16円に100分の110を乗じた額を、 8 m^3 を超える汚水排出量に係る料金については、当該汚水排出量 1 m^3 につき2円を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額を減額

令和8年度 東京都水道局予算要望

協同組合 東京都水道請負工事連絡会

令和8年度予算要望

現在、東京都区部、多摩地区の給水区域内において、給水普及率は100%、給水件数は約791万件であり、給水人口は約1,370万人、配水管延長は約2万7466km、付属設備は約58万個と膨大な数値であり、東京都水道局の維持管理計画により計画的施設更新、震災災害対策等、貴局が施設整備を誠実に履行し適切に対応されていることにより、安心で安全な安定給水の確保が為されていると承知致しております。

しかし、現在の配水本小管や制水弁を含む付属設備、継手並びに給水管の中には、耐用年数の経過により顕著な老朽化や耐震性不足による機能低下、或いは機能不良により濁水原因となり得る可能性がある管路や施設が未更新のまま実働しており、これらの施設水準の向上及び整備が安定給水や防災、減災を担保する上で急務であると理解を致しております。

更には、震災時や災害時に、より効果的に長期断水被害を減少できるよう減災施策及び、配水本小管、付属設備の早期更新、並びに耐震継手化の早期達成が重要な施策であり、都民から強く求められないと承知致しております。

当組合においては、安定給水に脅威を与える更新時期を過ぎた配水管小管の耐震化や水管橋の河川横断管の伏越し化等並びに、老朽化した給水管等の整備及び材質改善を早期に達成する事が減災、安定給水を可能にすると承知致しております。

当組合では平成24年4月20日に貴局と「災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する協定」を締結しており、協力団体としての責任を履行すべく毎年実施している防災訓練をはじめ、技術者の雇用確保、資機材、労務宿舎、資材置き場の確保、又、技術力の継承や向上も含めた中長期的設備投資に努めております。

組合員各社は、貴局が示される安定的事業量に依り、貴局の事業を通じて、今後予想される労働人口の減少、専業従事者の雇用確保等の困難な雇用課題にあっても、施工能力が衰退しないよう組合員各社は雇用努力を継続致しており、合わせて技術力の継承、技術者の育成等にも努めており、貴局が示す「安定給水の確保」「震災対策等の推進」「安全でおいしい水の供給」による施設整備の方向性や整備目標を達成するための具体的取組の一助となるよう、微力ながら、貴局が示す目標数値、計画期間内での事業量を誠実に施工致します。

又、当組合では、緊急時における対応能力向上を責務とし、断水被害の抑制や早期に平常給水可能と成るよう応急対策諸活動を迅速、的確に実施できる体制を積極的に整備しております。

貴局が明確にされた施設整備目標における具体的数値の早期達成が適う事業計画の推進を要望致します。

又、貴局の施設整備計画に重要となる、事業者における継続的な專業的技術力の維持、並びに向上を目的とした新たな施策の事業化を要望致します。

一方、貴局が積極的に取組まれている環境負荷の低減における貴局の計画的取組みには当組合に於いても賛同致しております、貴局を取り巻く状況の大きな変化に伴い、同時に組合員各社にも自発的取組みが求められていると承知致しております。

貴局では既に省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの導入、脱炭素化の促進等に銳意取組まれており、当組合においても施工する際に排出する建設資機材の CO₂の削減、脱プラスチックの推進、建設廃棄物の削減等に微力ながら一翼を担えるよう努力を致して参ります。

当組合が環境に配慮した資機材の調達や施工現場での動力稼働等に

による CO₂排出削減を容易に取組める新たな施策を希望いたします。

1. 漏水防止対策に関する要望

現在、都内に埋設されている配水管、給水管は、経年劣化に加え、地盤の不同沈下、腐食性土壌、交通荷重の影響を受け、常に漏水の可能性があり、事故が発生した場合には、出水不良、道路陥没や建物への浸水等の二次被害をもたらす危険性もあります。

漏水リスク管の早期解消、給水管漏水の未然防止、早期発見、早期修理、耐震継手化等、低漏水率維持が可能となるよう要望致し、給水管の耐震性能の早期確保、並びに漏水の未然防止、断水率の軽減と早期復旧が可能と成りますよう私道内における塩化ビニル製の給水管の材質改善工事に加えて私道内給水管整備事業をさらに推進されるよう要望致します。

又、初期水道用ステンレス鋼管においては、埋設が開始されてから既に約40年余りが経過しており、経年劣化が懸念されており、現在使用している衛生性、耐食性、管路の耐震性に優れた水道用波状ステンレス鋼管、ステンレス製サドル付分水栓、止水栓等を使用しており、経年劣化した水道用ステンレス鋼管の早期更新が可能となる新たな施策、事業を重ねて強く要望致します。

2. 取替困難管等の早期解消及び耐震継手管への取替に関する要望

貴局においては、「東京水道経営プラン 2021」及び、令和3年3月に達成数値等を明確に示された「東京水道施設整備マスタープラン」にも明記されておりますように、漏水事故、無効水量を未然に防ぐため、取替困難管及び初期ダクタイル管、施工困難箇所等を早期に耐震継手機能を有する強度の高いダクタイル鋳鉄管へ更新する事業を更に積極的に発注されるよう要望致します。

又、被災時に断水被害減少が可能となるよう、「東京水道経営プラン 2021」及び「東京水道施設整備マスタープラン」に基づく耐震継手管への取替の実施を減災の観点においても確実に履行するために、「配水管小規模整備工事請負単価契約」「多摩水道工事請負単価契約(整備・給水装置)」を適宜活用され、計画期間における配水区域内での施設整備の早期目標達成を可能とする施策、事業を強く要望致します。

令和7年11月18日

東京都知事 小池 百合子 殿

東京都管工事工業協同組合
理事長 五十嵐 隆

要 望 書

平素は、当組合の事業運営に深いご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

当組合の創立は昭和6年ですが、戦後施行された中小企業等協同組合法に基づき昭和24年10月現組合に改組し、今日に至っております。

東京23区内で管工事業を営む小規模な事業者で構成しており、本日現在、組合員は988社です。相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって、組合員の自主的な活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的に活動しております。

この間、一丸となり首都東京の水道及び下水道の普及に尽力するとともに、現在も多くの組合員が指定給水装置工事事業者、指定排水設備工事事業者として水道事業、下水道事業等の業務に取り組んでおります。

特に災害時の対応については、東京都水道局と都内及び都外水道施設等の復旧支援の、また、東京都下水道局とも排水設備の復旧に関する協定を締結しており、当組合は両局にとり不可欠な存在であると自負しております。

このように、日夜を問わず水道事業、下水道事業等の最前線を担い、日々努力を重ねている我々ですが、未だ財政的に脆弱な組合員が多く、経営に不安を抱えております。

つきましては、令和8年度予算に関しまして、以下の通り要望いたします。

1. 水道緊急工事請負単価契約（漏水修理工事）における事業費の確保について

水道緊急工事請負単価契約（漏水修理工事）の受注者は、突発的な漏水事故や災害復旧等の緊急を要する工事への対応という重要な役割を担っていることから、迅速かつ確実に対応できる業務体制及び高度な技術力並びに信頼性を有することなどが必要であります。令和6年能登半島地震で輪島市に派遣された本契約受注者は厳しい状況下でありながらもこれらを遺憾なく発揮し応急復旧作業に従事しました。

漏水修理という事業内容の特性上、発生主義であることは理解しておりますが、本契約受注者の業務体制や高度な技術力を維持するためには何よりもまず安定した事業量が必要不可欠です。

近い将来想定される首都直下型地震や他道府県発災時の応急復旧支援等の備えのためにも、水道緊急工事（漏水修理工事）における事業費の確保を引き続き強く要望いたします。

2. 給水管整備及び取り出し工事請負単価契約の事業者数の確保について

給水管整備及び取り出し工事請負単価契約(例年100者前後)については、本契約受注者は災害時の応援派遣に係る水道施設等の応急措置への協力に応じるべく、迅速かつ確実に対応できる業務体制、高い技術力及び信頼性を有すること等が必要です。

当組合では東京都との協定に従い緊急出動体制を構築しており、令和6年能登半島地震では水道緊急工事請負単価契約(漏水修理工事)及び本契約の契約者をそれぞれ応急復旧支援第1グループ、第2グループとして編成し、32社延べ42班を輪島市へ派遣しました。

約4ヶ月半の長期に亘る応急復旧支援を振り返り、第1グループに加えて第2グループも派遣した結果を踏まえれば、出動要請に応じるべく十分な派遣業者数を確保することは応援復旧派遣体制を維持するうえで必要不可欠であります。

つきましては、給水管整備及び取り出し工事請負単価契約における事業者数の確保を要望いたします。

3. 水道スマートメータ設置に係る単価の引き上げについて

水道局では、デジタル技術を活用したお客さまサービスの向上と将来を見据えた業務の効率化、最適化等を目的として、令和10年度までに約100万個のスマートメータを導入する「水道スマートメータ実装方針」を策定し、スマートメータの導入拡大を進めていくと承っております。

現在、メータの設置、取替え等は当組合に加入している組合員の多数が契約している小中口径メータ引換等請負単価契約で主に実施しております。

今後、スマートメータの設置が進んでいきますが、スマートメータは従来型のメータよりも大型であり、中型トラック等による運搬や追加の倉庫が必要になるなど、スマートメータの設置の際には新たな作業や費用が発生いたします。

つきましては、引き続きスマートメータ設置に係る単価の引き上げを要望いたします。

以上

三管協組発7第56号
令和7年10月 9日

東京都知事
小池 百合子 様

三多摩管工事協同組合
理事長 星野 護

令和8年度予算編成における要望書

平素は当組合の事業運営に格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

当組合は、多摩地区における管工事業を担う中小事業者を中心に昭和38年に設立され、相互扶助の精神のもと、共同事業を展開しつつ組合員の経済的地位の向上を図ってまいりました。

組合員の多くは東京都水道局の事業に携わり、24時間365日即応可能な体制を整え、水道管路の維持管理に従事するとともに、東京都水道局と災害時応急対応の協定を結び、災害発生時の応急復旧にも積極的に参画しております。

具体的な例としては、

- 熊本地震や能登半島地震では水道局との協定に基づき復旧支援隊を派遣し、特に能登半島には38班・延べ1,380名が出動して管路復旧に尽力いたしました。
- 令和元年の台風19号による多摩地区山間部での被害時には水道局の要請を受け、給食センター等への応急給水や損傷管路の資材手配を行い、迅速な復旧に寄与しました。
- 東京都主催の総合防災訓練や当組合独自の防災訓練を通じ、技術の研鑽と連携強化にも努めております。

このように、当組合は東京都水道局にとって欠くことのできない存在であると自負しております。

しかしながら、多摩地域の水道は都営水道に一元化されたものの、区部に比して送配水管の二系統化やネットワーク化が十分に進んでおらず、水の安定供給に課題を残しています。したがって、送配水管網の整備や管路の耐震化を引き続き推進し、真に強靭な広域水道の構築を目指すことが急務であります。

東京都水道局は「東京水道長期戦略構想2020」「東京水道施設整備マスタープラン」「東京水道経営プラン2021」を策定し、これらの課題解決に取り組んでおります。私どもは、その着実な推進のために十分な予算措置を講じられるよう、

次のとおり強く要望いたします。

要望事項

1. 多摩地区水道の強靭化の推進

多摩地域における送配水管の二系統化・ネットワーク化を進めるとともに、地域特性を踏まえた配水区域の再編、配水管の耐震継手化、私道内給水管整備などを加速的に推進し、首都直下地震をはじめとする大規模災害に備えた多摩地区水道の強靭化を一層加速していただくことをお願いしたい。

2. 地元事業者の経営基盤の維持と安定的事業量の確保

「東京水道長期戦略構想 2020」では配水小管の供用年数見直しにより年間事業量の削減が見込まれておりますが、これは地域の水道を日々支える地元事業者の経営に深刻な影響を及ぼす懸念があります。当組合は事故や災害時に最も頼りにされる存在であり、特に能登半島地震においてもその実績を示しました。こうした事業者の存続を守り、災害対応力を維持するためにも、事業量を安定的に確保されるようお願いしたい。

以上、多摩地域の安全で強靭な水道の実現のため、格別のご高配を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

令和7年11月18日

東京都知事
小池 百合子 殿

東京都水道專業者協会
会長 白岩 俊雄

要 望 書

平素より当協会の事業運営に深いご理解をいただき厚く御礼申し上げます。

この度の予算関係事務における団体等要望等について、例年通り中小建設事業者の意見を募る機会を都知事主導で開催頂くご厚意に感謝致します。

さて、本年1月埼玉県八潮市で発生しました下水道管の破損が起因する大規模な道路陥没事故は、全ての自治体にインフラに対する現状認識を新たにする事象として大きな衝撃をもたらしたことは想像に難くありません。

この事故はインフラの老朽化を一因とする過去最大級の事故として全国の耳目を集め、インフラに対する国民の関心を高めました。一方、水道に至っては各地で老朽化による水道管の破裂が多数発生し、中でも2月に千葉県大網白里市では水道管破裂による被害で住民に一時避難指示が出され、4月には京都市の中心市街地での水道管破裂による冠水もインフラに対する不安を搔き立てました。

このような上下水道をどう維持するか先の参院選では、インフラの老朽化対策を各党が公約に挙げ放置出来ない問題として周知・認識されました。然しながらインフラ整備には金・人手不足に加え人口減少による地方の危機感がある中、東京都は2050年に47都道府県で唯一2.5%増加（2020年比国立社会保障・人口問題研究所）との推計がなされています。このような推計からも今後、首都圏における給水事情は増加が見込まれます。

そして、今後予想される首都直下地震では他府県からの復旧応援に頼ることになりますが、東京の複雑に入組んだ地形に加え、地下に埋設されている上下水道・電気・ガス・通信が輻輳する東京特有な埋設環境での施工には、地域を熟知した地場業者の育成を是とする政策が必須です。

私共協会員は機会ある毎に「安定経営」を根付かせる諸施策をお願いしてまいりました。安定経営があればこそ常日頃から設備を整え、作業員の確保・技術継承・向上に努めて行くことが叶います。そのことが「災害時」の復旧日数の短縮を実現し都民の期待に応えることと考えます。

当協会として協会員の抱く直近の諸問題を提起させていただきます。問題の解消には知事のご理解が不可欠であります。このような状況を斟酌いただき何卒お力添えお願い致します。

1) 計画的な事業の推進

現在、世界情勢の混乱や為替の急激な変化やトランプ関税で被る影響など、様々な不安定要素を抱える中、各種公共料金などの値上がりで東京都水道局における負担の増大、収支への影響が懸念されます。会員からは来年度だけでなく将来の工事量に対する不安の声が多数上がっています。

東京水道長期戦略構想 2020・東京水道施設整備マスター・プラン・東京水道経営プラン 2021 などで中長期計画が発表されておりますが、水道工事の発注量が、こうした社会経済の状況等の影響を受けることの無いよう、お願いします。

大災害の応急復旧活動では、協会員の技術者・技能者が先陣を切って復旧に当たります。全国で頻発する災害、そして切迫が指摘される首都直下地震に対し即応できる体制を維持するためにも、計画的に水道事業を推進していただくようお願いいたします。

2) 熱中症対策について

地球温暖化の影響により、日本各地で記録的な猛暑が続いています。それに伴い、建設現場における作業員の熱中症リスクが著しく高まっており、対策は喫緊の課題となっています。

来年以降も猛暑となる可能性が高いと言われており、熱中症による死傷災害を減らすため、現場環境の改善に向けた、より柔軟な熱中症対策をお願いします。